

まちづくり委員会資料

請願第40号

等々力緑地再編整備に伴う
テニスコートの休止期間撤回に関する請願

建設緑政局

請願第40号 等々力緑地再編整備に伴うテニスコートの休止期間撤回に関する請願

1 請願箇所の概要

- ・等々力緑地は本市のほぼ中央に位置し、JR南武線・横須賀線、東急東横線武蔵小杉駅から約1kmにある本市を代表する総合公園です。
- ・昭和16(1941)年に都市計画決定し、公園施設整備は昭和37(1962)年から行い、現在、都市計画決定区域 56.4ha、事業認可区域 42.9haとなっています。
- ・緑地内は、運動施設が充実しており、陸上競技場はJリーグ・川崎フロンターレ、とどろきアリーナはBリーグ・川崎ブレイブサンダース、SVリーグ・川崎レッドロケッツの本拠地として利用されるなど、本市を代表するスポーツ拠点となっています。
- ・ふるさとの森、四季園などの自然とふれあえる施設や、釣りなどのレクリエーションが楽しめる釣池、イベントの開催も可能な催し物広場など様々な施設を有しています。
- ・一方、施設の老朽化や防災の充実、社会環境の変化への対応、令和元年東日本台風による浸水被害が発生するなど、新たな課題が顕在化しています。
- ・このため、令和4年2月に等々力緑地再編整備実施計画を改定し、等々力緑地の目指すべき将来像の実現に向け、令和5年4月からPFI法に基づく事業手法を活用し再編整備と管理運営一体の事業を開始し、現在、再編整備を進めています。

【案内図】



【等々力緑地の概要】

所在地：川崎市中原区等々力1
 面積：都市計画決定区域 56.4ha
 事業認可区域 42.9ha
 事業認可区域外 13.5ha
 公園種別：総合公園
 経過：昭和16年都市計画決定
 昭和37年から公園施設整備を開始
 供用面積：36.3ha

2 等々力緑地再編整備計画

(1) 経過

年月日	内容
平成20年10月～平成23年3月	【等々力緑地再編整備実施計画策定まで】 施設の老朽化に伴う課題への対応、広域的なまちづくりと緑地のあり方や、等々力緑地全体の再編整備について総合的に検討を進めるため、平成20年10月に「等々力緑地再編整備検討委員会」を組織し、平成21年5月に等々力緑地再編整備方針(以下「整備方針」)を策定 整備方針に基づき、平成22年2月に「等々力緑地再編整備基本構想」を、平成22年10月に「等々力緑地再編整備基本計画」を策定し、さらに、緑地内の緑と水、安全・安心の場、動線の再整備、緑地へのアクセス改善など、 緑地全体の再整備の方向とともに主要施設の整備の方向と配置、整備手順、スケジュールについて、平成23年3月に「等々力緑地再編整備実施計画」(以下、「実施計画」)としてとりまとめ
平成27年～令和2年	【実施計画に基づく主要施設の整備】 実施計画に基づき、平成27年度に 陸上競技場メインスタンド 、平成28年度に 正面広場 、令和2年度に 野球場 と主要施設を 再整備
平成29年	【民間活用による等々力緑地のさらなる魅力向上に向けた取組】 平成29年6月の都市公園法の改正の趣旨を踏まえ、 陸上競技場(サイドバックスタンド)整備 や、 公園内施設の一体的・横断的な維持管理 ・利活用を対象として 民間活力の導入を含めた取組について検討
平成31年2月28日	【PFI法に基づく民間提案】 日本で初めての公園の再編整備事業に関して民間提案として「 等々力緑地再編整備・運営等に係る民間提案について 」を受けた
令和2年2月	【等々力緑地再編整備計画推進委員会の設置】 PFI法に基づき民間提案審査部会による審査の結果、等々力緑地再編整備を実現するためには、実施計画を改定する必要があること、提案についてさらなる検討が必要であることから、令和2年2月に 実施計画の改定作業及び学識経験者や公募市民などにより構成された「等々力緑地再編整備計画推進委員会」を設置し検討 に着手
令和4年2月	【実施計画の改定】 委員会での検討を踏まえ、令和元年東日本台風による緑地内施設の浸水被害等、緑地内の様々な課題に対応するべく、令和4年2月に 実施計画を改定

請願第40号 等々力緑地再編整備に伴うテニスコートの休止期間撤回に関する請願

3 等々力緑地再編整備・運営等事業の概要

(1) 事業の概要

- 事業地 川崎市中原区等々力Ⅰ
- 事業区域 約36.6ha(下水処理施設上部区域等6.9haを追加整備し43.7haとする予定)
- 事業方式 民間事業者が本施設の設計及び建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の運営及び維持管理を行う方式(BTO方式)、及び本施設の改修を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の運営及び維持管理を行う方式(RO方式)
- 事業期間 契約締結日から令和35年3月31日まで
- 事業内容 統括管理業務、整備業務、維持管理業務、運営業務、自主事業
- 整備対象施設 球技専用スタジアム、(新)陸上競技場、(新)とどろきアリーナ、スポーツセンター、プール、ストリートスポーツパーク、アクティビティループ(園路)、キッズパーク(子どもの遊び場)、インクルーシブパーク、芝生広場、親水空間(レインガーデン等)、植栽、駐車場、自由提案施設(飲食、物販等)等

(2) 契約の概要

- 契約の相手方 川崎とどろきパーク株式会社
(等々力緑地再編整備・運営等事業のために設立した特別目的会社)
- ・設 立 令和5年1月13日
- ・資本金 2億2,500万円
- ・出資者 東急株式会社、富士通株式会社、丸紅株式会社、オリックス株式会社、株式会社川崎フロンターレ、グローバル・インフラ・マネジメント株式会社、大成建設株式会社、株式会社フジタ、東急建設株式会社
- ・契約の方法 総合評価一般競争入札
- 当初契約金額 63,255,972,382円(消費税及び地方消費税を含む)
- 現契約金額 91,329,621,605円(消費税及び地方消費税を含む)
- 契約期間 契約締結日～令和35年3月31日

(3) 今後のスケジュール

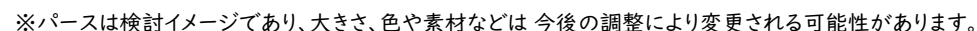
※今後の検討・調整・工事進捗に伴い、変更となる可能性があります

内容 / 年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	～	R34 (2052)
環境影響評価手続き									
調査・設計									
整備工事(建築物等)			球技専用スタジアム、(新)とどろきアリーナ、(新)陸上競技場など						
整備工事(公園基盤)			園路整備、広場整備など						
維持管理・運営	指定管理者制度による既存施設の維持管理運営開始(完成した施設から維持管理・運営に移行)								

(4) これまでの経過

年度	内 容
～R4年度	【等々力緑地再編整備・運営等事業契約締結、事業開始】…令和5年3月 川崎とどろきパーク株式会社と契約を締結
R5年度	【再編整備事業に係る事業説明会】…令和5年5月2日、3日 【川崎市環境影響評価に基づく環境配慮計画書の説明会】 令和5年5月13日、15日に計画概要を説明 【各施設利用団体等にヒアリング】…計40団体にヒアリングを実施
R6年度	【再編整備事業に係る事業説明会】…令和6年6月7日、8日 【市・事業者のHPで意見募集】…御意見(計91件)を検討し事業計画に反映 【基本設計の取りまとめ】 【再編整備に関する陳情】…令和7年1月31日 「令和6年陳情第94号等々力緑地再編整備計画に係る自由提案施設の建設は最小限に留め樹木の伐採は行わず、立体駐車場の建設をやめ、催しもの広場を保全することを求める陳情」をまちづくり委員会で審査し不採択
R7年度	【再編整備事業に係る事業説明会】…令和7年4月11日、12日 【市・事業者のHPで意見募集】…御意見(計192件)を検討し事業計画に反映 【再編整備事業に関する請願】…令和7年7月25日 「令和7年請願第28号希少生物が生息する環境を守り、市民が誇れる緑豊かな等々力緑地の整備を求める請願」がまちづくり委員会の審査後取り下げ 「令和7年請願第29号等々力緑地再編整備計画における釣池の北側及び東側の自然環境保全に関する請願」をまちづくり委員会で審査し採択 【整備内容の一部見直し】 【再編整備事業に係る事業説明会】…令和7年8月29日、30日 【市・事業者のHPで意見募集】…御意見(計204件)を検討し事業計画に反映 【旧市民ミュージアム解体に関する工事説明会】…令和7年9月12日 【再編整備工事着手】…令和7年10月(旧市民ミュージアム解体から) 【公園内施設整備に関する工事説明会】…令和7年11月15日 【再編整備事業に関する陳情】…令和8年3月12日 「令和7年陳情第141号再編整備事業費削減のために現とどろきアリーナの継続使用を求める陳情」をまちづくり委員会で審査し不採択 「令和7年陳情第142号等々力緑地再編による工事での緑地の環境と安全・安心を守ることに係る陳情」をまちづくり委員会で審査し趣旨採択
R8年度	周辺町内会、小中学校、各関係機関が参加する工事に関する情報共有連絡会を定期的に開催し、工事の各段階で工事説明会を開催予定

現況



4 テニスコートについて

(1) 現等々力テニスコート

- ・設置場所：等々力緑地南側
- ・コート数：10面(砂入り人工芝)
- ・観覧席：600人
- ・クラブハウス：地上2階建て(鉄筋コンクリート造)
- ・照明設備：大型照明 11基
- ・施設利用停止開始日：令和8年9月24日



現等々力テニスコート

(経緯)

- ・昭和40年 テニスコート、クラブハウス供用開始
- ・昭和48年 クラブハウスの更衣室改修
- ・昭和50年 テニスコートの1面増設
- ・平成 7年 テニスコートの人工芝化
- ・平成 8年 クラブハウスを建て替え
- ・平成22年 テニスコートの人工芝張替え

(2) 再編整備におけるテニスコートの考え方

① 等々力緑地再編整備実施計画(抜粋)

ー再編の考え方ー

(テニスコート)

- ・各種大会が円滑に開催できるよう12面以上として、緑地全体の再編に合わせて移転も可能とし再整備

② 等々力緑地再編整備・運営等事業 要求水準書(抜粋)

ー事業内容に関する事項ー

施設名称		配置※1、※2
公園基盤施設	テニスコート	任意
建築施設	テニスコートクラブハウス	任意

※1 「任意」の施設については、配置を提案するものとする

※2 事業者の提案により、複数の施設を複合化することも可能とする。ただし、既存施設における利用状況等を踏まえつつ、様々な状況を想定し、利用や運営に影響が無いように十分に検証したうえで計画すること

- ・各利用者団体と調整した上で、一定期間施設の利用を停止することも可能とする

ー施設別の要求水準ー

(テニスコート)

- ・硬式テニスの主要な公式試合が可能な寸法等のダブルスコート12面以上の整備
- ・コートの向きは、太陽光線を考慮して南北方向をコートの長軸とした配置
- ・観覧席は、市内の大会利用に配慮し、日除け機能を考慮した上で600席以上を確保
- ・照明は、夜間の競技に必要十分で均一な照度を確保できる配置、基数、高さ等とする
- ・配置においては、周辺の住環境に配慮。特に夜間の音、照明等に配慮

(3) (新) テニスコート

「再編整備におけるテニスコートの考え方」を踏まえた事業者からの提案により、次の整備計画とする

- ・設置場所：等々力緑地北側(下水処理施設上部区域に整備)
- ・コート数：12面(砂入り人工芝)
- ・観覧席：600人 ※日よけ設置
- ・クラブハウス：地上1階建て(鉄筋コンクリート造)
- ・照明設備：テニスコート専用照明塔(LED照明) 34基
※近隣家屋や周辺環境に配慮し、施設利用環境が向上する仕様
- ・施設供用開始月：令和9年4月(予定)



施工状況(令和8年7月)



(新) テニスコート完成イメージ

5 整備スケジュールについて

(1) テニスコート整備計画

①【当初計画】テニスコート整備計画

- ・ 緑地北側で整備が行われていた等々力水処理センターの地下式下水処理施設は、本事業の事業者公募（令和4年4月）時点で令和7年3月に工事が完了し上部空間を再編整備事業に引き渡す計画
- ・ 事業者は、（新）テニスコートを下水処理施設の上部空間を活用する配置計画で事業提案し、令和7年秋に整備に着手し令和8年秋の供用開始を予定
- ・ 【当初計画】では、現テニスコートの解体を（新）テニスコート供用開始後の令和8年秋に着手することで、施設利用停止期間を設けない計画
- ・ 現テニスコート跡地は自由提案施設や新駐車場として活用する予定

施工箇所／年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9～11 (2027～2029)	R12～ (2030)
(新) テニスコート 等々力緑地北側 (下水処理施設)	下水処理 施設工事		供用開始		
	環境アセスメント手続き	(新) テニスコート 整備工事	(新) テニスコート供用		
現等々力テニスコート 等々力緑地南側			現テニスコート 撤去工事	自由提案施設、 駐車場等整備工事	
		施設利用停止期間なし			

② 下水処理施設整備工事の工程変更（延伸）

- ・ 令和5年11月に当該下水処理施設整備工事の仮設計画等の変更により、完成・上部空間引き渡し時期が令和8年3月（約1年間の延伸）と判明

施工箇所／年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9～11 (2027～2029)	R12～ (2030)
(新) テニスコート 等々力緑地北側 (下水処理施設)	下水処理 施設工事	(工期延伸)	供用開始		
	環境アセスメント手続き	(新) テニスコート 整備工事	(新) テニスコート供用		
現等々力テニスコート 等々力緑地南側			現テニスコート 撤去工事	自由提案施設、 駐車場等整備工事	
		約半年から1年程度の施設利用停止			

上記②の変更後、現等々力テニスコート撤去工事に
上記①【当初計画】のスケジュールで着手する場合、
等々力緑地内のテニスコートは約半年から1年程度、施設利用停止となる

(2) 下水処理施設整備工事を踏まえた対応の検討

①（新）テニスコート供用開始後に現等々力テニスコートの撤去に着手

球技専用化工事と自由提案施設、
インフラ整備等、複数の工事を現
中央園路付近で同時に行うため、
各工事工程に遅延が生じるほか、
これに伴う増工や物価変動等の影
響を受ける

球技専用スタジアムや自由提案施設、
駐車場等、施設の供用開始時
期変更による、事業者が当初見込
んだ事業全体収支の補償・補填が
想定される

※上記のほか、工程短縮に向けた工事費増や工程変更による施工人員確保等の新たな課題が見込まれる



②（新）テニスコート完成まで現等々力テニスコートの一部を継続利用

半分供用時のイメージ



現テニスコートの半分（5面）を
供用しながら工事を行う場合、
仮囲いや、利用者の安全確保
のため、工事エリアは実質2～3
面程度となる

上記①と同様に現等々力テニス
コートの工事期間の遅延やその
影響に伴う物価変動の影響、
並びに事業全体収支への補償・
補填が想定される

※これまで関係団体により現等々力テニスコートで開催されてきたテニス大会は多数の
コートが必要（一部継続利用での大会開催は難しい）

③ 物価変動の影響と補償・補填（想定）

上記①と②により想定される物価変動の影響と補償・補填の想定額は次のとおり

物価変動の影響	約10億円
補償・補填	数十億円規模

※ 物価変動の影響は約半年遅延と想定し直近の建設デフレータの変動率を参考に算出
※ 事業提案では球技専用スタジアムや駐車場、自由提案施設等の収入を公園全体の維持管理費に充当する計画

請願第40号 等々力緑地再編整備に伴うテニスコートの休止期間撤回に関する請願

6 テニスコート整備に係るヒアリング・利用停止期間の周知について

(1) ヒアリング・意見交換等

市民や施設を利用される皆様への事業説明や意見募集を行う事業説明会や工事説明会、再編整備に関するアンケートのほか、川崎市テニス協会、川崎市ソフトテニス協会、市内の学校関係者等関係団体と整備内容や整備スケジュールに関する個別ヒアリング・意見交換等を実施

(これまでの経緯) ※テニスコート整備関係のみ

令和5年10月 施設整備内容(仕様等)に関する関係団体ヒアリング・意見交換

： 整備内容検討・基本設計を実施

令和6年秋頃 基本設計とりまとめ

令和7年 1月 まちづくり委員会にテニスコートを1年間利用停止する見通しを報告

4月 事業説明会でテニスコートを1年間利用停止する見通しと説明

： テニスコート整備時期・期間等を再検討

夏頃 物価変動等の対応に伴う整備内容見直し

10月 関係団体に設計・検討結果、整備スケジュール等を説明し意見交換
※施設利用停止の開始時期及び期間を調整

11月 まちづくり委員会及び工事説明会でテニスコートを約半年間利用停止と説明

： 事業者ホームページや現地提示により施設利用停止期間を周知

令和8年 6月 関係団体に利用料金改定等について説明し意見交換
今後の整備スケジュール等についてヒアリング・意見交換

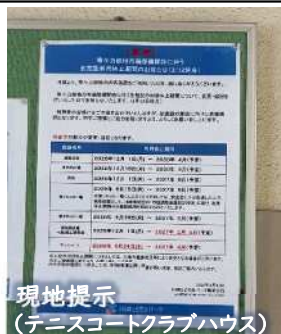
※ 引き続き、供用開始後の運用方法や備品調達等についてヒアリング・意見交換を予定

(2) 利用停止期間・工事進捗状況の周知

再編整備に伴い利用停止を予定している施設の利用停止期間について、説明会や事業者のホームページへの掲載、現地提示、関係団体説明、施設利用に関する日程調整会議等の機会を活用し、幅広く周知を図っている

引き続き

工事の進捗状況について、丁寧に情報を提供



7 テニスコートの利用停止に伴う代替措置

(1) 本市のテニスコートの現状

川崎市公共施設利用予約システム「ふれあいネット」で利用予約する本市のテニスコートとその稼働状況は下表のとおり

施設名称	コート数(面)	コート種別	稼働率(R7年度)	その他
川崎マリエン	6	砂入り人工芝	51%	ナイター設備あり
大師公園	3	砂入り人工芝	87%	
富士見公園	12	砂入り人工芝	73%	ナイター設備あり
川崎市多摩スポーツセンター	2	砂入り人工芝	92%	
とんびいけ	1	ハードコート	81%	
小計	24			

【参考】 現等々力テニスコート	10	砂入り人工芝	98%	ナイター設備あり
--------------------	----	--------	-----	----------

(2) 代替措置

現等々力テニスコートの施設利用停止に伴う等々力緑地周辺での利用停止期間中の代替施設確保は難しい状況にある

一方、これまで現等々力テニスコートで開催されてきた関係団体によるテニス大会は、他施設の利用や等々力テニスコートの施設利用停止の開始時期及び期間の調整により開催できる見通しとなった

関係団体によるテニス大会が、一定規模以上のコートのある施設で開催されることから、(新)テニスコートを早期に供用開始することによりテニス利用者への影響の軽減を図っていく



【一般利用の皆様への対応】

等々力テニスコートの利用を希望される方が必ず閲覧する「ふれあいネット」ホームページの「お知らせ」欄を活用する等、本市他施設の利用を御案内してまいります

8 請願の要旨

請願要旨

1. 工事工程の見直しにより休止期間をなくし、継続的に使用可能とすること
2. 工事計画・進捗状況の市民への丁寧な情報公開を行うこと
3. 万一休止期間が生じる場合には、他施設の優先利用枠など、実効性のある代替措置を講じること
4. 利用者との意見交換の場を設け、市民の声を計画に反映すること

9 請願に対する本市の見解

請願に対する本市の見解につきましては、次のとおりです。

1. テニスコートにつきましては、等々力緑地北側の地中に整備された下水処理施設上部区域に移転新設する計画であり、当初は令和7年秋から新テニスコートの整備に着手し、令和8年9月の供用開始を予定していましたが、下水処理施設の完成が遅延したことから、新テニスコートの整備着手が令和8年4月となり、現在は、令和9年4月の供用開始を予定しています。
これを受け、現テニスコート撤去開始時期の見直しについて、緑地全体の整備工程やテニスコートの工事計画の検討を進めたところ、再編整備事業の全体スケジュールの遅延や工程変更に伴い必要な施工人員・体制の確保が難しくなること、さらに遅延に伴う物価変動の対応など、本事業の総事業費に影響が生じることが判明したため、当初予定とおり、令和8年9月から利用を停止し、現テニスコートの撤去工事に着手してまいります。
2. 整備内容や施設利用停止期間等、工事計画につきましては、これまで、施設を利用される関係団体に加え、周辺町内会や学校等教育施設などで構成し定期的に開催している情報共有連絡会で説明し、それらの資料を市や事業者のホームページに掲載するほか、現地提示などにより情報の発信・提供を行ってまいりました。
テニスコートの整備に関する工事進捗状況などにつきましては、事業者のホームページへの掲載や現地提示などにより適宜お伝えしてまいります。
3. テニスコートの施設利用停止に伴う代替措置につきましては、等々力緑地周辺で代替施設を確保するなどができないため、市が管理する富士見公園や大師公園などの公共施設のテニスコートの利用を促してまいりたいと考えており、引き続き、「ふれあいネット」等でご利用される皆様に分かりやすいご案内に努めてまいります。
4. 公園利用者との意見交換につきましては、これまで事業説明会を4回開催したほか、本市の利用団体約40団体に直接ヒアリングを行い設計に反映するなど、整備内容に関する検討や調整を進めており、(新)テニスコートにつきましても、テニス協会やソフトテニス協会と本市、事業者でこれまで3回、直接打ち合わせを行ってまいりました。
今後につきましても、テニスコートなどを一般利用される皆様から本事業について御意見をいただくとともに、御理解いただけるよう努めてまいります。